

第三回定期総会 盛大裡に挙行

金子秀夫氏（前東京会会長）を新会長に



全会一致で 総会議案 議決

第三回定期総会は九月二十五日、日本青年館国際ホールにおいて開催された。総会に先立ち、第一部として税理士多田雄司氏による「平成十九年度改正の減価償却関連税制」の研修会が行われた。続いて午後五時、第三回定期総会が吉田組織部長の司会で開会し、渡辺副会長からの開会の言葉、続いて平山会長から本年度を総括する挨拶があった。その後、議長の出が諮られ、議長に坂内直治（新宿）会員、副議長に白井敏博（芝）会員が選出され左記議案について審議がおこなわれ、質疑応答の後、全議案は原案通り可決承認された。役員改選議案では、安井役員推薦委員長より報告があり、新会長に金子秀夫（芝）会員が推薦され、盛大な拍手をもって選任された。

第一号議案 平成十八年度事業報告承認の件
第二号議案 平成十八年度決算報告並びに財産目録承認の件
第三号議案 平成十九年度事業計画承認の件
第四号議案 平成十九年度収支予算承認の件
第五号議案 役員改選の件

議事終了後、新役員の紹介、金子会長の挨拶があった。
総会終了後、同会場にて田中厚生部長

総会提出五議案をすべて承認

金子新執行部の人事も決めて

拓く会通信

第 14 号

平成19年12月10日

時代を拓く税理士の会

発行者 会 長 金子秀夫
編集者 広報部長 中川常彦
事務局 Tel 03(3572)1441 Fax 03(3572)1445
東京都港区東新橋一―三―一 高村税理士事務所内

新役員紹介

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとらわれず税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

の司会で百五十人を超える懇親会が開催され、東京会山川会長、東京会鎌田副会長、同神津副会長、同石田副会長、東京税政連溝江会長、厚生年金基金狩野理事長、東京データ久保田副理事長、税理士桜友会都築会長、ほか多数の来賓の挨拶の後、波多野顧問の乾杯が始まり、新執行部の今年度にかける挨拶があり、午後七時半、盛会裏に終わった。



議長・副議長と執行部

会長

金子秀夫

副会長

榎本滋・石井末男・岩川作丕

金子勝治・高柳幸雄・田川修二

内山良子・増田恵一・足達信一

吉田友彦

常任幹事

総務部長 高村義信（芝）

政策部長 山下 隆（品川）

組織部長 渡辺文雄（新宿）

財務部長 佐藤道江（江東東）

渉外部長 内藤信子（新宿）

研修部長 土屋 彰（新宿）

広報部長 中川常彦（八王子）

業務対策部長 本橋喜久雄（杉並）

厚生部長 田中 博（世田谷）

支部長部会長 小久保隆（足立）

理事部会長 高橋省二（武蔵府中）

日税連対策部会長 鎌田俊夫（武蔵府中）

役員推薦委員長 安井徳次（芝）

監事

唐川 満・米山 登・本田 誠

会員増強で拓く会を一層発展させよう

会長 金子 秀夫



金子秀夫拓く会会長

うと存じます。

新会員一、〇〇〇人増を目指して

参加者が多くなければ魅力ある企画はできませんし、活動が片寄り、業界における存在感も乏しくなります。

拓く会を一層充実させるためには、とり合えずあと一、〇〇〇人の新規会員増を目標として掲げ、この一年でやりとげようと思います。

そのための年次計画を立て、全役員が先頭に立って目標達成に努力することと致しました。

参加者が多くなければ民主主義は育たない」という、拓く会発足の原点を忘れない、皆様と共にこの目標をやりとげたいと思います。

私達が、次世代にも誇れる税理士業界づくりの最有力なサポーターであるために！！

過日の「時代を拓く税理士の会」(通称「拓く会」)総会で、新会長に選任されました。平山前会長の事績を一層発展させるため、皆様のご協力を糧として頑張りますので、どうぞよろしくお願い致します。

会員参加で諸活動を充実

拓く会は、セクトを排し幅広い人々が集まって、東京税理士会の円滑な運営を支援し、合せて税理士の業務充実と親睦を図ってこういう組織です。

そのために、各種の研修会を実施したり、支部長や理事・日税連役員の意見交換会を開いたり、広報出版事業をすすめたり、ゴルフなどの厚生活動を行ったり致します。

会員の皆様には、まずは各種事業にご参加頂き、要望・提言・発案などお出し下さって、会の運営を活性化させて頂



定期総会懇親会風景



和やかに進む懇親会



挨拶する山川東京会会長



常任幹事会の面々



壇上で挨拶する副会長



司会を務める田中厚生部長

拓く会主催

「第三回認定研修会」開催

多田雄司先生を講師に



爽やかな語り口の多田先生

平成十九年九月二十五日午後三時十分～四時四十分日本青年館三階国際ホールにおいて、税理士多田雄司先生（現在、東京税理士会会員相談室委員（法人税担当）自由が丘産能短期大学講師、日本税務学会副学会長）を、講師にお迎えし「平成十九年度税制改正の減価償却関連税制」と題して行った。

講義の要旨

《ご承知の通り、当該改正法令は既に適用されている。経過措置で二十年四月一日以後に適用される「所有権移転外リース取引」の契約に係るものを重点とし、他は、確認しておきたいポイントを中心に掲載する。著者注》

リース取引

ポイントⅠ 法におけるリース取引の枠組みの理解（法六十四条の二③定義規定）（法令百三十一条の二）

ポイントⅡ リース取引を行った場合には売買があったものとして所得の計算をする（法六十四条の二①）

ポイントⅢ ポイントⅡで売買とされたリース資産を賃借料として損金経理した金額は償却費として損金経理した金額に含まれる（法令百三十一条の二③）

ポイントⅣ 減価償却費に関する明細書の添付は不要（法令六十三条①括弧書）

ポイントⅤ リース税額控除制度の廃止等、代わって取得に係る税額控除制度を適用することが出来る。

ポイントⅥ 消費税 リース資産についての仕入税額控除は、リース資産を取得した事業年度でその全額を対象として行う。

ポイントⅦ リース資産借り手の会計処理 《注》中小企業は、従来どおりの賃借料処理も認められる。多田先生の注記》

① リース契約時 リース資産／リース債務

② リース料支払時 リース債務／預金
支払利息



熱心に聴講する参加者

今回は、総会前でしたので質問等の時間を用意出来ませんでした。参加者の皆様はもとより、熱心に講義頂きました多田先生には大変ありがとうございました。

- ③ 決算時 減価償却費／減価償却資産減価償却制度《確認しておきたいポイント》（著者注 紙面の関係で本文のみ）
 - 一 償却方法の変更等に関する経過措置（平成十九年改正法令附則十一条）
 - 二 償却方法の選択と変更（法令五十一条及び五十二条）
 - 三 資本的支出の取得価額の特例（法令五十五条）
- 講義要旨了 —

第6回拓く会ゴルフコンペ成績 平成19年11月27日 高麗川カントリークラブに於いて

順位	氏名	OUT	IN	グロス	HC	ネット	15	渡辺浩章	40	41	81	4.8	76.2
優勝	足達信一	39	38	77	6.0	71.0	20	高木保男	47	44	91	14.4	76.6
2	本郷有道	42	43	85	13.2	71.8	25	内藤信子	51	51	102	24.0	78.0
3	橋本芳治郎	47	51	98	25.2	72.8	30	平山玲昷	53	59	112	32.4	79.6
4	佐藤 勝	48	43	91	18.0	73.0	35	内田武男	59	50	109	28.8	80.2
5	佐田政人	45	43	88	14.4	73.6	40	西川康雄	49	51	100	18.0	82.0
6	栗山輝夫	40	46	86	12.0	74.0	45	松野淳子	61	53	114	28.8	85.2
7	高村義信	49	43	92	18.0	74.0	50	稲葉紀夫	64	64	128	38.4	89.6
8	豊田直史	46	44	90	15.6	74.4	BB	柳下久米夫	70	59	129	37.2	91.8
9	公盛健一	47	48	95	20.4	74.6	※バスグロ	足達信一	グロス	77			
10	吉野俊郎	47	53	100	25.2	74.8							

(参加 53名)

拓く会サテライト

アウトソーシング事業の再検討

公募方式の公式はない。

東京税理士会副会長

小林 武 廣

確定申告における無料税務相談が平成二十年度から公募方式で行われることとなつていわゆるアウトソーシング問題が一応の決着をみた。その内容は「税理士界」十一月十五日号に掲載されているが、問題はかなり残されている。それらの論点については本会のPTがまとめた「アウトソーシングへの対応」(本年十一月理事会決定)に譲るが、今回の日税連の決定の中で、「複数応募時には一般競争入札となる。」という部分はかなり疑問である。

結論を先に述べれば、「税理士界」十一月十五日号にあるような「公募方式」V複数応募V一般競争入札という公式は存在しない。言うなれば存在しない公式に関して国税庁と合意したものであり、今後はこれを改めるべく再協議の対象とすべきである。

まず、公募とは競争性がある随意契約とされている。つまり、公募も随意契約の一つであるから、従来の確定申告無料申告相談において採用されていた少額随意契約と似ている。

しかし、随意契約の方式は法律で定められておらず、財務大臣通達で通常の意味での随意契約に加え、「公募」、「企画競争」を認めているものであり、公募の運用の実態を調べてみると、財務省にお

ける調達、国税庁での調達、更には他の省庁での調達が一樣ではない。例をいくつか挙げると、「社を「公募」する」と言いながら、三社の応募があれば三社と契約している例があるし、七社が公募に応募した例では、一般競争入札に付さずに一社を選定した例もある。また、公募の際にあらかじめ特定の企業名を挙げ、「〇〇社と契約する予定であるが、応募要件を備えているものがあれば応募されたい。」という参加者確認型の公募もある。

共通していることは、公募をし、複数の申込者があっても必ずしも一般競争入札に付すとは限らないことである。この理由は、「公募」なるものが財務大臣通達の中での方式であり、随意契約を定めたい会計法の解釈として行っている措置であるため、結局、その運用は各省庁に任されていることによると考える。

公募方式がこのようなものである以上、確定申告の無料税務相談において公募方式による調達を認めるとしても、複数申込者があった場合は一般競争入札に付さずに「企画競争」を行うとか、初めから「参加者確認型公募」とし、他の申し込み者があつた段階で企画競争を行えば良い筈である。

そうすると、前述したような「公募方式」V複数応募V一般競争入札という方法で合意したことは早計であつたと考えるところである。

なお、すでにこの点は過日の日税連常務理事会において私が質問し、次年度以降の調達においては再協議するとの答弁を執行部から得ている。

日税連対策部会を設置

鎌田俊夫会員を部会長に

去る十一月五日開催の役員総会において新しい担当部署として、日税連対策部会の設置を決定しました。

これは、東京税理士会が日税連活動へも一層力を注ぎ、税理士制度の発展に寄与するよう、関係役員との連絡・情報・交換の支援を密に行おうという目的です。メンバーは拓く会の日税連役員、委員など多数ですが、リーダーとして鎌田俊夫会員(本会副会長)が選ばれ、部会を取り仕切ることになりました。

『拓く会』の動き

平成十九年九月二十五日 『第三回認定研修会』

『第三回定期総会・懇親会開催』
日本青年会館に於いて
平成十九年十月五日

『第四回常任幹事会開催』
東京農業会館に於いて
・新常任幹事紹介

・顧問・相談役・参事・幹事の委嘱の件

・副会長の所掌の件
・会員拡大の件
・各部報告

平成十九年十一月五日

『役員総会』

東京農業会館に於いて

平成十九年十一月二十七日

『第六回親睦ゴルフ大会』

高麗川カントリークラブ
・五十三名参加

入会案内

『拓く会』では新たな会員を募集しています。またご紹介もお願いします。

- ・『拓く会』の年会費は 3,000 円です。
- ・郵便振替口座 口座番号 00130-0-648373
口座名義 時代を拓く税理士の会
- ・普通預金口座 三井住友銀行 新橋支店
口座番号 2008373

「口座名義」上記と同じ 税理士登録番号記入のこと
(下記の入会申込書を御記入のうえ

Fax 03-3572-1445 にて
高村総務部長宛までお願いします。)

「時代を拓く税理士の会」入会申込書

平成 19 年 月 日

事務所所在地 _____

支部名 _____

氏名 _____

電話 (必須) FAX _____

E-mail _____